

随意契約による買受人となるべき者の決定公告

千葉市長 熊谷 俊 人

下記のとおり、換価財産の随意契約による買受人となるべき者を決定しましたので、国税徴収法第109条第4項の規定により公告いたします。

売却財産	別紙のとおり
売却価額	125,230,000円
買受人となるべき者の氏名又は名称	千葉市
買受人となるべき者の決定年月日	令和2年12月1日
売却決定日時	令和2年12月8日 午前10時00分
売却決定の場所	千葉市財政局税務部納税管理課
代金納付期限	令和2年12月8日 午後2時30分
備考	